

18 大島商船高等専門学校インターンシップ実施要項

1 目的

この要項は、大島商船高等専門学校におけるインターンシップの学修に関し必要な事項を定める。

2 主管

- (1) インターンシップは、原則として第4・5学年で実施し、教務主事主管のもとに各学科長が学級担任と計画のうえ企業、国又は地方公共団体あるいは大学等（以下「事業所等」という。）に委託し、その就業規則等に従って実施する。
- (2) インターンシップに関する事務は、学生課教務係が担当する。

3 学級担任の任務

学級担任は、学科長の指示のもとに、次の業務にあたる。

- (1) インターンシップ受入れ先事業所等の選定
- (2) インターンシップ受入れ先事業所等への配属
- (3) インターンシップの内容、テーマ等に関する助言・指導
- (4) インターンシップ中の留意事項（安全・就業心得等）の事前指導
- (5) インターンシップ中に発生した事故又は異常事態の処置及び報告
- (6) 必要に応じて、インターンシップの受入れ先事業所等の巡回指導
- (7) 規程に定める単位認定願、学修証明書、学修報告書等の受理及び評価
- (8) その他必要な事項

4 願いの提出

インターンシップを希望する学生は、学生課教務係が所定の場所に掲示するインターンシップ受入れ事業所等を確認のうえ、規程第2条に定める願いを担任教員に提出しなければならない。

5 実施時期

インターンシップは、原則として夏季休業期間中に実施するものとする。

6 期間

インターンシップの期間は、1週間以上とする。

7 インターンシップを実施するに際し、学生が留意することは次のとおりとする。

- (1) インターンシップ活動賠償責任保険への加入
インターンシップを学修する学生は、インターンシップにおける事故・損害等に備え、インターンシップ開始前にインターンシップ活動賠償責任保険に加入すること。
- (2) インターンシップ受入れ事業所等への出頭の際の注意事項
ア. 出発までに、インターンシップ受入れ事業所等の概要等を承知するとともに、インターンシップ受入れ事業所等の趣旨、目的を把握しておくこと。
イ. 指定された時間の遅くとも10分前までに出席すること。特に遠方へ出席する場合は列車時刻表等をよく調べ、余裕を持って行くように心がけ、指定日時に遅れないよう十分注意すること。
ウ. 病気、事故等で指定日時に出席できない場合は、学級担任又は学生課教務係に連絡するとともにインターンシップ受入れ事業所等へ連絡し、その指示を受けること。
- (3) 持参すべきもの
ア. 印鑑
イ. 学生証
ウ. 健康保険証
なお、携行できない場合は保険証の記号番号を控えておくこと。
エ. 手帳、ノート、レポート用紙、筆記用具等
オ. 身回り品（寝巻、洗面用具、上履き、運動靴等）
カ. その他、インターンシップ受入れ事業所等から指定されたもの。
(注) 出発前に受入れ条件を確認し、忘れ物等をしないよう注意すること。また、日用品等については、最少限にすること。
- (4) インターンシップを受けるに際し、次の事項をよく心得てインターンシップに臨むこと。
ア. インターンシップに専念し、大島商船高等専門学校の学生であることを自覚して、その言動に責任を持つこと。
イ. 配属先のインターンシップ責任者及び指導者の指示に従い、決して勝手な行動をとらないこと。

- ウ. 職場規律は厳正に守り、秩序を乱さないこと。
 - エ. 職場の人たちには努めて謙虚な態度で接し、学生としての良識ある行動をとり、礼節を守ること。
 - オ. 常に細心の注意をはらい、不慮の災禍を防止すること。
 - カ. 諸手続き、インターンシップの要項、就業規則等の説明があるのが通例である。特に安全指導については必ず厳守し、また、インターンシップにより知り得た内容を他に漏らさないこと。
 - キ. インターンシップ受入れ事業所等へは本校から事故防止について十分お願いしてあるが、万一事故等があった場合は、インターンシップ責任者の指示を受けるとともに、学級担任又は学生課教務係へ連絡すること。
 - ク. インターンシップを休むとき及びインターンシップの時間に遅参、早退等をするときには、事前にインターンシップ責任者の承認を得ること。
 - ケ. 職場を離れるときは、必ず行き先、用件を明らかにしておくこと。
 - コ. 許可なく指定外の場所に入ったり、設備・製品等の社内での写真撮影をしないこと。
 - サ. インターンシップ期間中に配属先又は、住所等の異動を生じたときは、その都度学生課教務係に連絡すること。
- 8 インターンシップ終了後の提出物等
インターンシップ終了後は、規程第3条に定める単位認定願に「学修証明書」及び「学修報告書」を添付して、速やかに学級担任に提出すること。

附 記

- 1 この要項は、平成19年2月6日から実施し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 大島商船高等専門学校校外工場実習実施要項（平成10年6月16日実施）は廃止する。

附 記

この要項は、平成19年6月4日から実施し、平成19年4月1日から適用する。

附 記

この要項は、平成19年7月11日から実施する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。